

紀要委員会内規

令和元年 12 月 12 日
学長裁定

(目的)

第 1 条 この内規は、日本体育大学紀要規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、紀要委員会に関して必要な事項を定める。

(投稿論文の受付)

第 2 条 紀要委員会は、日本体育大学紀要（以下、「本学紀要」という。）に関して本学が定める規程等に則って投稿された論文を受け付けるものとする。

(論文審査)

第 3 条 審査について

- (1) 審査員は、紀要委員会委員または紀要委員会が認めた者とし、学内外の研究者から選定する。ただし、著者及び共同研究者は、審査員となることはできない。
- (2) 審査員として、第 1 審査員（主査）1 名、第 2 審査員（副査）1 名、第 3 審査員（予備審査員）1 名を紀要委員会で決定し、審査を依頼するものとする。
- (3) 原則として、原著論文は審査員 2 名（第 1 審査員 1 名、第 2 審査員 1 名）が審査する。
- (4) 原則として、研究資料及び短報は審査員 1 名（第 1 審査員 1 名）が審査する。
- (5) 原則として、「総説」及びその他の種類の論文（研究紹介等）の審査は行わない。ただし、掲載に際しては、紀要委員長及び紀要委員長が認めた者が論文内容の確認を行う。
- (6) 審査は匿名審査とするため、著者は正本の他に、原稿論文及び図表（音声、動画及びカラー図版等の電子付録も含む）から著者を特定しうる情報を削除または秘匿する処理を施した審査用原稿を提出する。紀要委員会は審査用原稿をもって、審査員に審査を依頼する。
- (7) 審査判定の基準は次のとおりとする。
 - ・ A 判定：「掲載可」
字句訂正や内容の修正の必要がなく、そのまま掲載が可能な論文。
 - ・ B 判定：「修正再審査」
字句訂正を含め、内容の修正と修正後の再審査が必要な論文。
 - ・ C 判定：「掲載不可」
論文の内容に修正不可能な問題があり、掲載が不適切な論文。
判定にあたっては、曖昧な判定は避ける。（例：「条件付き A」）
また、投稿した種類を変えての判定は行わない。（例：「原著論文としての投稿であるが、研究資料として A」）
- (8) 著者は審査意見に基づいて、原稿の修正を行うことができる。
- (9) 審査結果の指摘事項に対する著者からの意見回答は、必ず文書によるものとする。
- (10) 審査員は最大 3 回まで審査を行うことができ、最終的な判定は論文掲載の可（A 判定）または不可（C 判定）とする。
- (11) 原著論文について審査員の判定が分かれた場合には、再度別の審査員（第 3 審査員）が審査し、3 名の審査員の判定を併せて以下のようにする。
 - (A・C・A) の場合「掲載可」
 - (A・C・B) の場合「修正再審査」
 - (A・C・C) の場合「掲載不可」
 - (B・C・A) の場合「修正再審査」
 - (B・C・B) の場合「修正再審査」
 - (B・C・C) の場合「掲載不可」
- (12) 審査員の判定をもって、最終的な審査結果は紀要委員会もしくは紀要委員長が決定する。
- (13) 紀要委員会は審査結果を速やかに著者及び審査員に通知する。
 - ・ 「掲載可」（論文等の受理）及び「掲載不可」の場合は、紀要委員会の審査結果及

び全審査員の判定と所見を筆頭著者に送付する。

- ・「修正再審査」の場合は、全審査員の判定と所見を筆頭著者に送付し、論文の修正・再提出を求める。

(14) 紀要委員会が定めた期限までに、審査が終了しなかった場合は、原則として次巻の投稿論文として取り扱う。

(論文の掲載)

第4条 論文の掲載順序について

日本体育大学紀要規程第3条に定める論文の種類ごとに区別して、受理順に掲載する。

(著作権)

第5条 著作権について

(1) 著作権について

本学紀要に掲載された論文等の著作権は、原則として著者に帰属する。

(2) 電子化及び一般公開の許諾について

- ・論文の電子化及びインターネットによる一般公開、複製及び公衆送信を第3者に委託しての公開については、投稿により著者の許諾は得られたものとする。
- ・学校法人日本体育大学が契約を取り交わしたデータベース等に著者抄録を転載・翻訳・複製する権利は、本学紀要への投稿により著者の許諾が得られたものとし、また支払われる利用料は大学の収入とする。

(カラー図版)

第6条 筆頭著者が冊子版へのカラー図版の掲載を希望する投稿論文については、刷り上がり1頁以内の費用は紀要委員会が負担する。掲載を希望するカラー図版が刷り上がり2頁以上の場合、その超過分を著者が負担する。

ただし、カラー図版を本文とは独立したファイルの電子付録として電子版のみに掲載する場合は、その分量に関わらず費用負担は発生しない。

(休暇中の編集)

第7条 長期休暇中における編集作業の判断については、紀要委員長に一任する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、紀要委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、2002(H.14)年1月15日から施行する。

附 則

この内規は、2017(H.29)年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、2019(H.31)年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この内規は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

(施行日)

この内規は、令和3年2月5日から施行する。